

憲法事件を歩く 理念と現実のはざままで 79

編集委員 渡辺秀樹

第8部 13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

⑥

JR大阪環状線の新今宮駅を西口から出ると、幹線道路を挟んで異様な光景が目に見え込んでくる。平日昼でもシャッターが全て下りた灰色の13階建てビル。その側面に積み上げるように放置されたテールランプやソファ、布団、傘などポリ袋に入ったごみの山。北西の道路に沿って数十軒続いている。

ビルは「あいりん総合センター」だった建物。国や大阪府、大阪市の複合施設で、西成区釜ヶ崎(あいりん地区)の入り口に1970年に設置された。5、13階は労働者のための病院や市営住宅、1〜4階に仕事を紹介する西成労働福祉センターと公共職業安定所などが入っていた。

1階には、求人条件を示したプラカードを掲げた業者が労働者と直接、雇用契約を結んで車に乗せていく「寄せ場」もあり、総合センターは日雇い労働者の街、釜ヶ崎を象徴する建物だった。

老朽化や耐震性を理由に建て替えが決まり、労働施設は北西の道路を挟んだ高架下の建物に仮移転し、総合センターの労働フロアは2019年3月末で閉鎖されることになった。中にはシャワー室や食堂、娯楽室などがあり、昼間の仕事にありつかなかった人や夜の仕事の人が雨風をしのぎ、段ボールを敷いて休む場所でもあった。

「労働者の居場所を奪う」。閉鎖は計画段階から強い反対運動が起き、閉鎖予定日には300人近くが集まりシャッターの下に寝転がるなどして抵抗。4月下旬、機動隊も動員され、中にいた数十人が外に出さ



角度が変わった監視カメラがとらえた映像。団結小屋周辺と稲垣浩(円内)の出入りが映っている=2019年5月31日、大阪市西成区の釜ヶ崎(公判調書から)



稲垣浩らが「プライバシー侵害」としてゴム手袋をかぶせた監視カメラ=2019年5月31日、稲垣撮影

ゴム手袋でレンズふさぎ逮捕「犯罪か」

釜ヶ崎監視カメラ問題・刑事事件(上)

された。労働者が持ち込んでいた物も運び出され、センター北西側の路上に並べられた。そこに外からのごみの不法投棄も相次ぎ、今日の異様な光景を形作っている。

この路上に反対派は廃材やブルーシートを組み立てた「団結小屋」を設け、センター閉鎖後の活動拠点とした。反対運動の中心を担ったのが釜ヶ崎地域合同労働組合委員長(稲垣浩(80))である。

稲垣の支援者で介護職員の本間全(56)は5月下旬、仮移転した労働福祉センター駐車場のポール(高さ5m)に取り付けられた防犯カメラの向きが、南側の駐車場から東側の団結小屋方向に変えられているのに気付いた。知らせを受けた稲垣の脳裏に、21年前に確定した民事訴訟判決がよみがえった。

当時、釜ヶ崎に取り付けられた警察の監視カメラのうち稲垣の労組事務所が入るビルの入り口をとらえていたカメラについてプライバシー権の侵害を認め、撤去を命じた判決である。「これ(今回)もプライバシー権や団結権の侵害や、出入りする人が映るとなれば、誰だって萎縮するやないか」。稲垣はカメラを壊したり、無理に向きを変えたりしない対抗手段を考え

た。脚立を置き、労働者を対象にした炊き出し用のゴム手袋でレンズをふさぎこうすると「危ないから」と、とび職の経験がある労働者が代わりに上って取り付けた。稲垣や本間ら3人が脚立を支えた。6月上旬、ゴム手袋が警察に外されたため、再び取り付けようとしていると、通りがかった別の労働者が「俺やるわ」と脚立の上って手袋を付けたが落下したため、近くの格安スーパー「玉出」のレジ袋をかぶせた。この時も稲垣や本間ら3人が脚立を押さえた。その5カ月後、関わった6人は大阪府警に逮捕され、うち稲垣や本間ら4人が起訴された。威力を用いて防犯カメラによる撮影を不能にさせたという「威力業務妨害罪」が適用された。

「こんな犯罪とちゃう。稲垣さんらしい非暴力の抗議や」。弁護士になりたての頃から稲垣の弁護人になり、21年前に監視カメラ1台の撤去を命ずる確定判決を勝ち取った訴訟の代理人も務めた後藤貞人(77)は今回、弁護人を引き受けた時の印象を語る。

本間の弁護人には「ドヤ街の弁護士」遠藤比呂通(64)が就いた。遠藤は、駒ヶ根市出身で戦後日本を代表する憲法学者、故芦部信喜の東大最後のゼミ生。東北大助教授(憲法学)の職をなげうって、釜ヶ崎の労働者の人権を守るため近くに法律事務所を開いた。その遠藤も「逮捕勾留されるような事件ではない」と疑問を持った。

これは本当に犯罪なのか。検察と弁護側が真っ向からぶつかる裁判が始まる。最大の焦点は、カメラを管理する府が何の目的でカメラの向きを変えたかだった。

〈今回は18日に掲載します〉(敬称略)

憲法事件を歩く 理念と現実のはざままで 80

編集委員 渡辺秀樹

第8部 13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

⑦

検察官 本件カメラの撮影方向を変更し
たきっかけは何かあったんでしょうか。
大阪府の担当者 平成31(2019)年
4月26日の早朝、あいりん総合センター(大
阪市西成区)北西部分の私どもの敷地内で
テントが放火される事件(ぼや)が発生し
ました。それがきっかけです。

2021年9月、大阪地裁の法廷はヤマ
場を迎えていた。
日雇い労働者の街、釜ヶ崎(あいりん地
区)で労働者の居場所になっていたセンタ
ーが4月24日に閉鎖され、抗議運動の拠点
としてセンター北西側の路上につくられた
テント村「団結小屋」。道路を挟んで反対
側に設置された「防犯カメラ」の向きが放
火から約1カ月後の5月30日、南の駐車場
方向から団結小屋方向に変えられた。これ
を「団結小屋の監視が目的」とみた反対運
動のリーダーで釜ヶ崎地域合同労組委員
長、稲垣浩(80)らが炊き出し用のゴミ手袋
などでカメラのレンズをぶき、威力業務
妨害罪で逮捕、起訴された。

裁判の最大の争点は、カメラの向きを変
えた目的。それが府側が言う「防犯」のた
めでなく、団結小屋の「監視」目的ならプ
ライバシー権の侵害で、稲垣らの行為は正
当化される可能性がある。
弁護士になりたての頃から稲垣の弁護を
してきた後藤貞人(77)が法廷で反対尋問に
立ち、センターを管理する府の担当者を追
及していく。

後藤 確認ですが、防犯上の理由という
のは、(センターの)上(階)が社会医療
センターで入院患者さんもいる。それが危
険だということでしたか。



取材に対し、現場の見取り図をホワイト
ボードに書いて説明する弁護士の後藤貞
人＝3月上旬、大阪市北区の法律事務所



無罪判決を言い
渡した裁判長の
齋藤正人

旧あいりん総合センター北
西側の団結小屋(奥)付近か
ら問題になった監視カメラ
の方を見る弁護士の遠藤比
呂通＝3月上旬、大阪市西
成区の釜ヶ崎

釜ヶ崎監視カメラ問題・刑事事件(下) プライバシー侵害への「正当防衛」高裁無罪

担当者 建物の管理上、危険なので防犯
のために。
(中略)

後藤 東側でもう1カ所、同じ日に(自
転車への)放火があったのではありませ
んか。

担当者 はい。ありましたね。
後藤 東側に防犯カメラを設置しようと
いう話が出なかったんですね。
担当者 その時は具体的に付けよつとい
う話が出ていないですね。

後藤が突きたかったのは、総合センタ
ーの北西側と東側で危険性は変わらないの
に、団結小屋のある北西側だけ「防犯」を
強化したという矛盾である。

半年後の22年3月、地裁は威力業務妨害
罪で稲垣ら4被告に有罪判決(罰金10万
50万円)を言い渡す。府の担当者の証言は
「自然で合理的。信用できる」「府などが
団結小屋への出入りを逐一把握しなければ
ならない事情はうかがえない」というのが
理由だった。

4被告のうち3人が「事実誤認と控訴。
昨年6月の大阪高裁判決で裁判長齋藤正人
は一審と正反対の判断を示す。

判決は、府担当者の二審での証言内容を
詳細に再検討。矛盾を次々に挙げていく。
医療センターの入院患者への被害を懸念
したというのに①同センターや運営する大
阪市を交えて協議した形跡は一切、うかが
えない②2カ所の放火現場のうちセンター
の入り口がある東側の防犯対策がより重要
なのに北西側のみ対策を講じている③防犯
と言いつつカメラの角度を変えて以降、
撮影動画を確認した形跡がない。だから
証言は「不自然、不合理で信用性に疑問が
ある」。

では、なぜ担当者はカメラを北西側に向
けたのか。府は稲垣らに団結小屋のある北
西側敷地の明け渡しを求める民事訴訟を起
こしていた。判決は「法的手段により明け
渡しが早期に実現できる見込みに乏しい
中、カメラを向けることで活動を萎縮させ
立ち退きを余儀なくさせる状況に迫らざる
目的だった疑いが強い」と判断。憲法13条
が認めるプライバシー権を侵害するため、
稲垣らの行為は正当防衛が成立するとし
て、3人に無罪を言い渡した。

自分が納得するものだけで30〜40件の無
罪判決を勝ち取ってきた後藤。「これまで
無罪をもらった中で最も良質な判決。(齋
藤は)証拠に率直に向き合い、政治的判断
は一切していない」と評価する。

検察は上告を断念し、無罪判決が確定。
団結小屋をとらえていた監視カメラの向き
は元に戻された。

ただ、釜ヶ崎の監視カメラは稲垣が数年
前に数えたところ、88カ所に増えた。この
事件の弁護士の一人で在野の憲法学者でも
ある遠藤比呂通(64)は言う。「プライバシー
の侵害に対し救済を与えることがプライバ
シー権の中核にある。監視している人を
監視する社会を求めていくことが必要だ」

(敬称略)

〈日曜日に掲載します〉